3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成25年12月27日

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２５年（再）第１号

札幌市豊平区西岡二条５丁目３番８号

再生債務者　株式会社ティー・エム・ティー・シー

主文　平成25年１月25日にした監督命令を取り消す。

平成25年12月27日

札幌地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号

札幌市豊平区西岡二条５丁目３番８号

再生債務者　株式会社ティー・エム・ティー・シー

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年12月20日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成25年12月27日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第１号

滋賀県野洲市辻町523番地

再生債務者　株式会社黒田商会

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年12月26日　　大津地方裁判所民事部

平成２５年（再）第２号

滋賀県野洲市市三宅2030番地

再生債務者　エコニス株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年12月26日　　大津地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号

和歌山市真砂丁１丁目１番地

再生債務者　株式会社ゴトウ本店

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成25年12月25日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第２号

岡山市北区奉還町４丁目21番15号

再生債務者　株式会社ふじうら

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成25年12月27日

岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４３号

新潟市江南区横越上町４丁目11番７号

再生債務者　坂井　尚貴

１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月24日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月７日から平成26年２月28日まで

新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第７９号

福岡市南区野間１丁目11番31―1008号

再生債務者　田中美智吉

１　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月24日まで

４　一般異議申述期間　平成26年１月31日から平成26年２月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第３４号

熊本市西区小島７丁目２番11号、前住所熊本市東区保田窪３丁目14番43号

再生債務者　國枝　優子

１　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月24日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月７日から平成26年２月14日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第１２５号

堺市南区和田498番地15

再生債務者　ダイナン水道こと　坂田　博之

１　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月27日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月３日から平成26年２月17日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第４８号

兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の154

再生債務者　森岡　康徳

１　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月27日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月10日から平成26年２月17日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第５１号

兵庫県伊丹市北河原３丁目２番17―1006号

再生債務者　中髪　里佳

１　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月27日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月10日から平成26年２月17日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第２８５号

福岡県朝倉市馬田1205番地10

再生債務者　浦井　道治

１　決定年月日時　平成25年12月25日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月29日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月５日から平成26年２月12日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第３２号

北海道帯広市西15条南40丁目１番地４

再生債務者　鈴木　広行

１　決定年月日時　平成26年１月６日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月30日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月10日から平成26年２月17日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２５年（再イ）第３０１号

福岡市西区周船寺３丁目19番６―908号

再生債務者　明石　光生

１　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年１月30日まで

４　一般異議申述期間　平成26年２月６日から平成26年２月13日まで

福岡地方裁判所第４民事部